

第8 相続開始後の遺産預貯金の無断払戻し

1 問題の所在

相続開始後（被相続人の死亡後）に、相続人の一人が、遺産分割前に遺産である預貯金を払い戻した場合、どのような問題が生ずるか。

2 最高裁大法廷平成28年12月19日決定以前の考え方

平成28年最高裁大法廷決定以前は、被相続人名義の預貯金は相続開始により法定相続分により当然に分割されると解されていた。そのため、共同相続人の一人が自己の法定相続分に応じた預貯金の払戻しを行うことは可能とされていた。もっとも、相続人全員が預貯金を遺産分割の対象財産に含めることに合意すれば、遺産分割の対象とすることも可能と解されており（最判昭54・2・22裁判集民126・129ほか）、家裁実務上は、そうした取扱いが定着していた。

被相続人が死亡したとしても、その旨を被相続人名義の口座のある金融機関に届け出なければ、キャッシュカード等を用いて、預貯金の払戻しを行うことは、事実上可能である。そのため、共同相続人の一人が、他の相続人に無断で預貯金全額の払戻しを受けることも可能である。

被相続人名義の預貯金から払い戻された金員は、遺産分割時には現存しない以上、遺産分割の対象に含めることはできないというのが原則的な考え方である。もっとも、預貯金全額の払戻しを受けた相続人が払戻しを受けた事実を認め、現存する遺産に含めて分割することに合意すれば、遺産分割の対象とすることは可能とされていた。他方、当該相続人が払戻金を遺産分割の対象とすることに合意しなかった場合には、他の相続人は、相続開始により生じた法定相続分に応じた割

合による持分の侵害があったとして、預貯金全額の払戻しを受けた相続人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得に基づく返還請求権を行使せざるを得なかった。

3 最高裁大法廷平成28年12月19日決定以後の考え方

(1) 払戻金を遺産分割の対象とする合意がある場合

平成28年最高裁大法廷決定は、共同相続された預貯金について、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとし、預貯金が遺産分割の対象となると判断した。そのため、相続人間の遺産分割協議又は家庭裁判所での遺産分割調停ないし審判によって遺産共有状態が解消されない限り、各共同相続人が個別に預貯金の払戻しを受けることはできないこととなった。

もっとも、前述したとおり、被相続人が死亡したとしても、その旨を被相続人名義の口座のある金融機関に届け出なければ、現実には預貯金を払い戻すことが可能である。事実上、共同相続人の一人が、遺産分割前に、預貯金の全部又は一部を払い戻すことが可能であることは、平成28年最高裁大法廷決定の前と後とで変わらない。

平成28年最高裁大法廷決定後でも、相続人全員の合意があれば、払戻金を遺産分割の対象とすることは可能である。

(2) 払戻金を遺産分割の対象としない場合の不公平

他方、合意がないときには、遺産分割前に預貯金の全部又は一部が払い戻されたことによって、遺産分割において共同相続人間に不公平が生ずる結果となる。すなわち、預貯金の払戻しを行った者の最終的な取得額が預貯金の払戻しを行わなかった場合と比べて大きくなり、その反面、他の共同相続人の遺産分割における取得額が小さくなるという計算上の不公平が生じることとなる。

具体的な例で説明する。

〈ケース1〉

被相続人の相続開始時に800万円の預金があり、相続人は子A及びBの2人で、子Aが被相続人から200万円を生前贈与されており、子Aが相続開始後に預金から300万円を払い戻して費消してしまい、遺産分割時において預金500万円しか残っていないというケースを想定する。

みなし遺産は1,000万円（相続開始時の預金800万円＋生前贈与の200万円）であり、法定相続分は各500万円となる。

もしAが300万円を払い戻していなければ、Aの具体的相続分は300万円（＝500万円－200万円）、Bの具体的相続分は500万円となる。

ところが、Aが300万円を払い戻したことにより同額は遺産分割時に現存していないため遺産分割の対象財産に含めることができなくなる。この場合、みなし遺産は700万円（遺産分割時の預金残高500万円＋生前贈与200万円）であり、法定相続分は各350万円、Aの具体的相続分は150万円（＝350万円－200万円）、Bの具体的相続分は350万円となる。最終的に、Bは遺産分割で350万円しか取得できない一方で、払戻しをしたAは300万円と遺産分割で取得した150万円の計450万円を取得することとなり、払戻しをしなかった場合と比べてAの取得額が多くなるという計算上の不公平が生じる。

BはAに対し、別途遺産分割前に払い戻した300万円のうち法定相続分である150万円について、不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得に基づく返還請求をなし得るが、手間や費用を考えるとBの負担は大きい。

〈ケース2〉

被相続人の相続開始時に800万円の預金があり、相続人は子A及びBの2人で、子Aが被相続人から1,000万円を生前贈与されており、子Aが相続開始後に預金から600万円を払い戻して費消してしまい、遺

産分割時において預金200万円しか残っていないというケースを想定する。

みなし遺産は1,800万円（相続開始時の預金800万円＋生前贈与の1,000万円）であり、法定相続分は各900万円となる。

もしAが600万円を払い戻していなければ、Aの具体的相続分はゼロ（＝900万円－1,000万円でマイナス100万円となるが、具体的相続分はゼロとなる。）、Bの具体的相続分は800万円となる。ところが、Aが600万円を払い戻したことにより同額は遺産分割時に現存していないため遺産分割の対象財産に含めることができなくなる。この場合、みなし遺産は1,200万円（遺産分割時の預金残高200万円＋生前贈与1,000万円）であり、法定相続分は各600万円、Aの具体的相続分はゼロ（＝600万円－1,000万円でマイナス400万円となるが、具体的相続分はゼロとなる。）、Bの具体的相続分は200万円となる。最終的に、Bは遺産分割で200万円しか取得できない一方で、払戻しをしたAは600万円を取得することとなり、払戻しをしなかった場合と比べてAの取得額が多くなるという計算上の不公平が生じる。

BはAに対し、別途遺産分割前に払い戻された600万円のうち法定相続分である300万円について、不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得に基づく返還請求をなし得るが、300万円の支払を受けたとしても遺産分割で取得した200万円と合わせて500万円にしかならない一方、AはBに対し300万円を返還したとしても残額300万円と生前贈与の1,000万円と合わせて1,300万円を取得する計算となり、当事者間の不公平はなおも残ったままとなる。

4 相続法改正による変更（遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲の規定の新設）

今般の相続法改正において、上記3で述べたような相続人間の不公

平を是正し、公平かつ公正な遺産分割を実現するための具体的な方策が検討され、預貯金に限らず相続開始後に処分された財産について一定の要件を満たせば遺産分割時に遺産として存在しているものとみなし、遺産分割の枠組みの中で共同相続人の公平を実現する制度が採用されることとなった（改正民法906の2）。

改正民法906条の2第1項は「遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。」と定め、同条2項は「前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。」と定めている。

これにより、当該処分を行ったのが共同相続人の一人である場合には、遺産分割時に当該処分した財産を含めることについて他の共同相続人の同意さえあれば、これを遺産分割の対象として含めることができることとなり、公平な遺産分割を実現することができることとなった。

上記3のケース1の場合、Bが遺産分割前の払戻金を遺産とする旨の意思表示をすれば、Aの同意は必要なく払戻金300万円は遺産として存在するものとみなされることになる。同ケース2の場合、同じく払戻金600万円は遺産として存在するものとみなされることになる。

5 改正民法906条の2における取扱い

(1) 遺産分割前に遺産に属する財産が全て処分された場合

遺産分割は、相続開始時に存在し、かつ、分割時にも存在する相続財産を分割する手続であり、遺産分割前に遺産に属する財産が全て処分され、遺産分割の対象となる財産が存在しない場合には、そもそも

遺産分割を行うことができない。

改正民法906条の2の規定は、あくまでも遺産分割が行われる場合であることを前提として、処分された財産を遺産とみなすことができるという規定であるため、遺産分割をすることができない場合には、同条を適用することはできないとされる。

したがって、遺産が預貯金しかなく、共同相続人の一人が当該預貯金を全て払い戻してしまったような場合には、改正民法906条の2を適用して払い戻された預貯金を遺産とみなして遺産分割を行うことはできない。

この場合には別途不当利得又は不法行為の訴訟を提起せざるを得ないこととなる。

(2) 遺産分割前に遺産に属する財産を処分したのが共同相続人以外の第三者である場合

改正民法906条の2第1項は、文言上、当該処分が共同相続人によるものか、それ以外の第三者によるものかで区別をしていないことから、同項については、遺産分割前に遺産に属する財産を処分したのが共同相続人以外の第三者である場合にも適用がある。

例えば、被相続人の生活の面倒を見ていた被相続人の知人が被相続人の死亡後に被相続人の預金を払い戻したというケースでは、被相続人の共同相続人全員の同意により、払い戻された預金について遺産として存在するものとみなすことができる。これは、改正前において、実務上、第三者に対する損害賠償請求権について共同相続人全員の同意によりいわゆる代償財産を遺産分割の対象とする取扱いがなされていたことを認めたものである。

これに対し、改正民法906条の2第2項は、処分が共同相続人の一人又は数人により行われた場合としていることから、第三者が当該処分を行った場合には適用されない。

事務を行っていたという判示の事実関係の下においては、同預金口座の預金債権は、Xにではなく、A社に帰属する。

よって、本件普通預金の預金者はA社であって、Xを預金者とするXの請求は認められないとして、原判決を破棄して、Xの請求を棄却した。

＜解説＞

本件普通預金の原資は、基本的には保険会社に帰属すべきものであって、保険会社が普通預金の出捐者ということもできるものであって、従来の客観説の立場からすると、預金者を保険会社とみる考え方もできなくもない。一審・二審の判断は、客観説の立場に立つとして、Xの請求を認容していた。

しかし本件の事案では、預金のうちよりA社の受け取るべき手数料を、差し引いたのちに、Xに送金されるのであって、送金するまでの間は、A社が当該預金を占有・所有・管理しているものともいえるものであって、最高裁判決の結論は首肯できるものといえる。

普通預金の預金者の判断基準として、従来の客観説とは若干異なるアプローチをとったものといえよう。なお、この最高裁判決の結論は、客観説、主観説のいずれの立場に立っても同じ結論を導き得るといえるし、むしろ、預金預入行為者を重視する主観説（とりわけ我妻説）の立場により合致しているともいえよう。

3 名義預金の判断基準

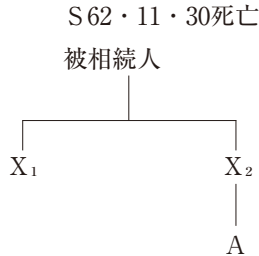
(1) 課税処分庁と納税者との間の係争

上記2は、無記名定期預金、記名式定期預金、普通預金について、主として、預金権利者と主張する者と金融機関との間の係争についての論議であった。

今度は課税処分庁と納税者（相続人）との間の係争について、相続人や第三者の名義の預金であっても被相続人が所有するいわゆる名義預金として、ひいては、被相続人の相続財産として取り扱われるかの判断事例（国税不服審判所裁決や裁判所の判決）を見てみよう。

○国税不服審判所平成3年1月18日裁決（裁事41・271）

＜事案の概要＞



名義	預入日	
A	昭和62年4月11日	30万円（甲貯金）
A	同上	70万円（乙貯金）
A	昭和62年11月24日	100万円（丙貯金）

原処分庁は、定期貯金の届出住所は、被相続人の住所となっていて、届出住所にAの住民登録がなく、届出印鑑は、被相続人が所有する被相続人名義の（別の）定期貯金の届出印と同じであること、定期貯金の管理運用は、被相続人であることなどにより、被相続人が真実の所有者であり、相続財産となるとして、課税処分をした。

X₁、X₂は、X₂がAのために毎月積立預金をして振り替えたもので、定期貯金はAのものであると主張して、審査請求をした。

＜審判所の判断＞

定期貯金の発生経緯は

甲貯金	昭和52年12月19日	以後解約・預入を繰返し
乙貯金	昭和52年12月19日	以後解約・預入を繰返し
丙貯金	昭和52年11月24日	以後解約・預入を繰返し

甲乙丙貯金はいずれも当時の所得税法による少額預貯金の利子所得等の非課税の適用を受けていた。

被相続人は、昭和52年12月8日に250万円、昭和53年6月某日に500万円、昭和53年9月19日に1,162万5,000円の土地譲渡代金を受領していた。

Aは定期貯金に係る贈与税の申告をしていない。

なお、X₂は、X₂が毎月1万円～2万円の積立預金をして、それを原資にして本件の定期貯金にまとめたと主張するが、本件定期貯金は、昭和58年4月11日以前からあった定期貯金を継続したものであり、X₂の積立預金から本件定期貯金が出捐されたとはいえない。また、X₂の主張のとおりでも3年程度の期間では到底定期貯金の金額に達しないことは明らかである。

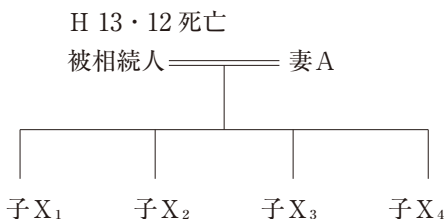
本件定期貯金は被相続人の相続財産であったことが明らかである。

<解説>

本件定期貯金が、被相続人が所有する名義預金なのか、名義人の所有する定期貯金なのかが争われた。本判決は、定期貯金の原資の内容を解明し、他人名義預金とした動機、解約・預入れを繰り返していた経緯、納税者である審査請求申立人側の反論主張が認められないこと等を懇切丁寧に認定した上で、被相続人の相続財産たる名義預金であると判断しているものであって、大変説得力のある内容である。

○東京地裁平成19年5月31日判決（税資257・111（順号10720））

<事案の概要>



昭和61年11月1日 X₂、X₃名義の定期預金口座開設

昭和61年11月18日 X₄名義の定期預金口座開設

平成2年8月13日 X₁名義の定期預金口座開設

いずれも被相続人が開設、印鑑届も被相続人が記入、(X₁名義の定期預金を除いて)印鑑も被相続人が使用していたものが使用された(X₁名

【8】 預貯金債権を承継させる遺言（特定財産承継遺言）のあるケース

事案

- ① 被相続人Aには、相続人である子B、子C及び子Dがいた。
- ② 被相続人Aは、その所有する預金2,000万円の全部を子Bに相続させる旨の遺言をして、その後死亡した。
- ③ その遺言には、遺言執行者の定めがなかった。子Bは、どのように通知を行えば、銀行及び第三者に対抗できるのか。

1 改正民法適用前である場合

本件は、特定の預金債権について、遺産分割方法の指定の遺言により相続人たる子Bに相続・承継された事案である。

特定債権の遺贈の場合には、指名債権の譲渡と同様に債務者たる銀行への対抗要件（通知又は承認）が必要となる。この場合の通知は、遺贈義務者である相続人ら全員又は（遺言執行者の定めがあるときは）遺言執行者から通知がなされることが必要である。

しかし、本事案のように、預金債権の遺贈ではなく、特定の財産（本件では預金債権）を承継させる遺言（特定財産承継遺言）の場合には、債務者たる銀行への対抗要件（通知又は承認）は不要として、相続の効力が生じているものと解されている。ちなみに、不動産についての事案であるが、「相続させる」旨の遺言がされた場合に、これは遺産分割方法の指定に当たり、当該遺言による不動産の権利取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗できるとされている（最判平14・6・10家月55・1・77）。したがって、子Bは、銀行への対抗要件（通知又

は承認)を具備しなくても、公正証書遺言、又は、検認済の遺言を銀行に提示して、その払戻しを請求することが可能であると解される。

2 改正民法適用後である場合

改正民法では、相続による権利の承継について対抗要件主義を採用することとなった。すなわち、対第三者の関係においては、改正民法899条の2第1項により法定相続分を超える権利の承継をした共同相続人は、第三者対抗要件を備える必要があるとされた。そして、相続により承継される権利が債権であるときは、当該債権を承継した共同相続人は、債権に関する遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権にかかる遺産分割の内容)を明らかにして、債務者に通知をした場合には、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなすとされたものである(改正民899の2②)。

なお、当然のことながら、その通知は、相続人ら全員から通知を発することもできるし、あるいは、遺言執行者から通知を発することも可能である(改正民1014②)。

むしろ、この改正民法の特徴は、共同相続人全員からではなく、当該債権を承継した共同相続人(いわゆる受益相続人)のみが債務者に通知した場合にも、共同相続人全員が債務者に通知したとみなして、有効な対抗要件を具備した扱いとすることができるの特例を認めた点にある。

また、対抗要件を具備させるための通知は、確定日付のある証書によってしなければ債務者以外の第三者に対抗することはできない(民467②)とされるので、第三者との対抗関係が起り得るような場合には、内容証明郵便や配達証明郵便によって通知するのが妥当である。

さらには、債務者に対する通知には、「債権に関する遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権にかか

る遺産分割の内容)を明らかにして」通知することが必要とされている。これは、遺言書及び遺産分割協議書等あるいはそれらの写し自体を通知に添付することまでは要求されていないが、それらの内容をできる限り明らかにして通知することが必要である。なお、債務者たる銀行から、預金債権を承継した相続人に対して、確認のために遺言書及び遺産分割協議書等の原本の提示、写しの徴求等の要請がなされた場合には、預金債権を承継した相続人としては、その要請に応じて誠実に対応すべきであると考えられる。

最後に、遺産である預金債権を特定財産承継遺言により相続取得した、いわゆる受益相続人から銀行に対する通知の書式例を示すと次のとおりである。

3 書式例

通 知 書

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇銀行〇〇支店 御中

令和〇年〇月〇日

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

B ㊞

前略

1 私の父である故A(本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、生年月日昭和〇年〇月〇日)は、貴行に対し下記預金債権を有しておりますところ、令和〇年〇月〇日死亡いたしました。

記

株式会社〇〇銀行〇〇支店
普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）
及び
定期預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇）

- 2 故Aは、平成〇年〇月〇日付公正証書遺言（〇〇法務局公証人〇〇作成平成〇年第〇〇〇号）を作成しており、同遺言に基づき、相続人である私が、上記預金債権の全部を相続により承継取得いたしました。
- 3 上記預金債権につきまして、私において解約・払戻手続を行う所存ですので、宜しくお願いいたします。
- 4 上記、取り急ぎ、民法第899条の2第2項に基づきご通知に及びます。

草々